広島県告示第七百八十二号

次の上欄に掲げる者から、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があった。

なお、指定漁船に係る指定漁船調書は、次の下欄に掲げるとおり縦覧に供する。

平成十九年七月九日

広島県知事　藤　田　雄　山

上欄			下欄	
発起人の住所及び氏名	加入区	法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称	縦覧期間	縦覧場所
廿日市市宮島町一〇〇四―三番地 竹内　賢二 廿日市市宮島町一〇二八―三番地 丸本　弘志 廿日市市宮島町一〇一五番地 丸本　孝雄 廿日市市宮島町一〇三五―二番地 三谷　勝弘	宮島町	宮島漁業協同組合	平成一九年七月九日～平成一九年七月二三日	宮島漁業協同組合
呉市豊浜町豊島四〇七八番地 西倉　茂守 呉市豊浜町豊島三六八〇番地三 北倉　末男 呉市豊浜町豊島三六〇一番地 北田　正 呉市豊浜町豊島三七六八番地二三 西中　松生	豊浜町	呉豊島漁業協同組合	平成一九年七月九日～平成一九年七月二三日	呉豊島漁業協同組合
尾道市山波町七〇八番地 三浦　貞夫 尾道市山波町六七八番地の三五 高垣　利夫 尾道市山波町一〇八七番地 中浜　剛造 尾道市山波町六番地 神垣　松雄	山波	尾道東部漁業協同組合	平成一九年七月九日～平成一九年七月二三日	尾道東部漁業協同組合